

特定非営利活動法人神戸ろうあ協会 手話派遣センター 事業要綱

(名称)

第1条 事業の名称を特定非営利活動法人神戸ろうあ協会手話派遣センター（略称、派遣センター）事業という。

(目的)

第2条 聴覚障害者の社会参加促進及び聴覚障害者問題の理解・啓蒙を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、行政及び外部諸団体からの依頼に対し、次の事業を行う。

- (1) 派遣業務を行うため、窓口の設置及びコーディネーターの配置
- (2) 派遣要員の登録及び指導
- (3) 手話講習会等への手話指導及び講師の派遣
- (4) 社内研修、講演会・講義などへの手話通訳者の派遣
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

(事務局)

第4条 派遣センター事業の事務局は、神戸ろうあ協会事務所内におく。

(運営)

第5条 派遣センター事業の運営については、派遣センター運営委員会（略称、運営委員会）が行う。運営委員長（センター長）は神戸ろうあ協会会長がこれにあたる。

2 派遣センター事業運営費の用途目的は、派遣に要する経費及び業務運営費とする。

(運営委員)

第6条 派遣センター事業の運営を円滑にするため、運営委員会をおき、その組織構成は次のとおりとする。

- (1) 運営委員長（センター長） 1名（神戸ろうあ協会会長）
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

2 運営委員は神戸ろうあ協会会長が委嘱する。

(運営委員の任務)

第7条 運営委員の任務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員長（センター長）は、運営委員会を代表し、運営を統括する。
- (2) 副委員長は、運営委員長（センター長）を補佐する。
- (3) 委員は、運営を遂行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は1年とし、再選は妨げない。ただし、補充によって選出された者の任期は前任者の残存期間とする。

(運営財源)

第9条 派遣センター事業の運営財源は、謝礼、寄付、その他の収入によるものとする。

(事業年度)

第 10 条 派遣センターの事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第 11 条 派遣センターの会計の監査は、神戸ろうあ協会の監事はその任にあたる。

- 2 会計監査の任期は、運営委員の任期に準ずる。
- 3 会計監査は、運営委員を兼任することができない。
- 4 会計監査は、年2回行うものとする。ただし、必要と認めた時は、この限りではない。

(報告の義務)

第 12 条 派遣センターの事業及び会計の報告は、年1回、神戸ろうあ協会及び各登録者に行わなければならない。

(要綱の改廃)

第 13 条 本要綱の改廃は、運営委員会において審議し、決定する。
その結果は、神戸ろうあ協会及び各登録者に報告する。

(派遣細則)

第 14 条 派遣センター事業の実施に必要な細則は、別に定める。

(施行規則)

第 15 条 本要綱に定めるもののほか、派遣センター事業の運営について必要な事項は、運営委員長（センター長）が定める。

(付則)

- 1 この要綱は、1998年4月6日より施行する。
- 2 この要綱は、2000年10月17日より一部改正し、施行する。
- 3 この要綱は、2002年4月1日より一部改正し、施行する。
- 4 この要綱は、2006年6月1日より一部改正し、施行する。
- 5 この要綱は、2007年5月17日より一部改正し、施行する。
- 6 この要綱は、2016年2月1日より一部改正し、施行する。